

鳥取県訓令第20号

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 略 （4） 所属長 知事部局及び労働委員会事務局の課（課に相当するものを含む。）の長をいう。</p>	<p>（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 略 （4） 所属長 知事部局、<u>出納局</u>及び労働委員会事務局の課（課に相当するものを含む。）の長をいう。</p>

附 則

この訓令は、平成21年7月11日から施行する。